

くまの木里山応援団 規約

(名称)

第1条 この団体は、くまの木里山応援団という。

(目的)

第2条 この団体は、星ふる学校「くまの木」の裏山をはじめとする高原山麓において、多くの人が気軽に足を踏み入れ、自然とふれあうことのできる、魅力的な「安らぎの里山」を作ること第一の目的とする。また里山作りを通じ、この団体に参加した人々が楽しく活動し、自己実現の場として活用することを第二の目的とする。

(活動範囲)

第3条 この団体は、次の活動をする。

- (1) 星ふる学校「くまの木」裏山の森林整備
- (2) 星ふる学校「くまの木」裏山の森林活用
- (3) 星ふる学校「くまの木」および高原山麓地域の自然環境の再生・保全活動
- (4) 星ふる学校「くまの木」近辺の田畑で農作物の栽培および地元の食材を多用した野外料理活動
- (5) その他くまの木里山応援団で決めた、第2条の目的にふさわしい活動

(団員)

第4条 この団体の団員は、自発的に申込み登録されたボランティアで構成する。年齢や性別、経歴、居住地域などは特に限定しない。ただし小学生以下の場合、保護者と一緒に参加することを条件に、家族会員として団員になることができる。

(入団)

第5条 入団を希望するものは、別に定める入団申込書により、くまの木里山応援団事務局（以下事務局と称する）に申し込むものとする。なお、事務局は当面の間、団長及び総括が担うものとする。

(退団)

第6条 団員で退団を希望するものは、団長、副団長または総括のいずれかにその旨を伝え、事務局に申し出るものとする。

(団長、副団長、総括)

第7条 団員の中から団長を一名、副団長を数名、総括を一名置く。団長と副団長と

総括は団員の互選とする。任期は設けない。

(団長、副団長、総括の役割)

第8条 団長はくまの木里山応援団のまとめ役として、活動の企画立案、団員との協議、年間活動計画の作成、その推進および事務局との調整や代行にあたる。副団長は団長を補佐し、団長不在のときはその職務を代行する。総括は相談役として団長を支援し、事務局との調整や代行にあたる。

(事務局)

第9条 この団体は、事務局を星ふる学校「くまの木」、栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木 802 番地に置く。

(会計)

第10条 会計は、団長または総括が管理する。なお、会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規約は 2018年（平成30年）6月17日から施行する。
2. 年会費は個人団員、家族団員とも 1,000 円とする。また、昼食代として活動日に個人団員、家族団員とも 300 円をその都度徴収する。
3. 定例活動を里山整備部門、シェア農園部門、野外料理部門それぞれにて毎月第3日曜日の9時から12時に行い、その後各部門合同でのランチとする。
4. 作業により発生した薪は、会員には無償、非会員には有償にて提供する。

以上